

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【選挙管理委員会】 ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
		担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県選管告示第七十四号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙において、候補者一人が選挙運動に関し支出することのできる金額の制限額は、三四、九五七、二〇〇円である。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

◎岡山県選管告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、七三五

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九二、〇九三

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、九六八	高 梁 市	七、五五三
岡山市中区	四〇、〇〇九	新 見 市	七、六四六
岡山市東区	二五、六四〇	備前市・和気郡	一二、七三七
岡山市南区	四五、五九一	瀬 戸 内 市	一〇、一九二
倉敷市・都窪郡	一三三、六九三	赤 磐 市	一一、八三〇
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、五六二	真庭市・真庭郡	一一、九七九
玉 野 市	一五、七七二	美作市・英田郡	七、五九二
笠 岡 市	一二、七六〇	浅口市・浅口郡	一二、三六九
井原市・小田郡	一四、二九〇	久 米 郡	四、九二二
総 社 市	一八、七八七		